

舞鶴市男女共同参画計画 第3次 まいプラン 【概要版】

舞鶴市では、男女共同参画社会の実現のため、「男女共同参画計画（まいプラン）」を策定し総合的に施策を推進しています。今年度は、平成28年度に策定した「第3次まいプラン（計画期間：平成29年度～令和8年度）」が中間年（5年目）を迎えることから、令和2年度に行った市民・事業所アンケートの結果をもとに、男女共同参画審議会からの答申を受け、時代の変化や求められるニーズを反映させた施策の方向性や事業計画となるよう改定します。

1. 基本理念

～女（ひと）と男（ひと） それぞれが輝ける未来を～

家庭、職場、地域、学校などのあらゆる分野において、男女が互いの人権を尊重しながら平等に参画し、個性に応じて能力の発揮ができ、それぞれが輝くことができるまちを実現します。

2. 基本目標

- 【1】男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
- 【2】男女が共に参画し、活躍できる環境づくり
- 【3】男女が共に安心して暮らせるまちづくり

3. 計画期間

10年間（平成29年度～令和8年度）

4. 計画の性格

- ◆今後取り組むべき課題に対応した計画
- ◆市民の意見を反映させた計画
- ◆「舞鶴市総合計画」を上位計画とする男女共同参画に関する総合的な計画
- ◆「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」として位置づけた計画

5. 施策の方向と具体的施策

基本目標	施策の方向		具体的施策	
1 男女共同参画 社会の実現に 向けた基盤づ くり	1	男女共同参画への意 識づくり	(1)	男女共同参画に関する理解の促進
			(2)	生涯にわたる男女共同参画の学習の充実
			(3)	男女の性を共に理解し尊重する考え方の啓発
	2	地域に根差した推進 拠点の充実と活性化	(1)	利用される施設づくりの推進
(2)			個人や団体との協力・連携の促進	
2 男女が共に参 画し、活躍で きる環境づく り	3	あらゆる分野におけ る女性の活躍推進	(1)	女性の職業生活における活躍の推進
			(2)	各種審議会など政策・方針決定の場への女性の参画 拡大
			(3)	女性の活躍に向けた地域や団体における人材の育成
			(4)	あらゆる分野への女性のチャレンジ支援
			(5)	市役所の女性職員の職域拡大と登用促進
	4	男女が共にいきいき と働くための環境づ くり	(1)	男女が共に働きやすい環境づくり
			(2)	雇用の場における男女の機会・待遇の均等の推進
			(3)	農林水産業、商工業などの自営業に従事する女性へ の支援
			(4)	時代のニーズにあった新たな働き方の支援
	5	ワーク・ライフ・バ ランス（仕事と生活 の調和）の推進	(1)	男女が共に支え合う家庭・地域づくり
			(2)	子育て支援の充実
			(3)	介護サービスの充実
			(4)	男性の家庭における活動（家事・育児や介護など） への参加の促進
			(5)	働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
3 男女が共に安 心して暮らせ るまちづくり	6	配偶者等からの暴力 の根絶	(1)	配偶者等からの暴力の予防と意識啓発
			(2)	DV 対策基本計画に基づく被害者支援に関する施策 の推進
	7	誰もが安心して暮ら せるまちづくり	(1)	地域防災における男女共同参画の推進
			(2)	生涯にわたる心とからだの健康づくり支援
			(3)	誰もが住みよさを実感するまちづくりの推進

6. 目標指標

内 容	現状値	目標値
市民アンケート調査において「女（男）だから・・・」「女（男）のくせに・・・」といった言い方に「抵抗を感じる」と思う人の割合	58.3% (R2.8 調査)	80%
市民アンケート調査において、社会全体について「男女平等である」と思う人の割合	16.5% (R2.8 調査)	30%
市民アンケート調査において「フレアス舞鶴」を知っている人の割合	16.8% (R2.8 調査)	70%
審議会・委員会委員の女性の割合	25.3% (R3.4 現在)	35%
女性委員のいない審議会・委員会等の数	2 (R3.4 現在)	0
市職員の管理職に占める女性職員の割合	17.4% (R3.4 現在)	30%
事業所向けの啓発資料・事業案内の送付回数	年間 1 回 (R2 実績)	年間 2 回
市役所男性職員の育児休業取得率 (配偶者出産休暇を含む)	82.6% (R3 調査)	100%
事業所アンケート調査において「ワーク・ライフ・バランスを職場で推進していくことについて必要」という事業所の割合	39.1% (R2.8 調査)	50%
市民アンケート調査において「市のDV相談窓口を知っている」という人の割合	20.1% (R2.8 月調査)	50%
市民アンケート調査において「DV被害を受けた経験がある」人のうち「誰かに相談した」という人の割合	28.0% (R2.8 月調査)	80%

7. 計画の推進

(1) 庁内推進体制

計画の推進に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっているため、その推進にあたっては全庁的に取り組みます。

(2) 舞鶴市男女共同参画推進条例

舞鶴市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関する基本的な考え方や、市民、事業者、教育者、市それぞれの役割を明らかにすることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

(3) 舞鶴市 DV 対策基本計画

舞鶴市DV対策基本計画に基づき、DVの未然防止や被害者の発見から保護・自立まで切れ目のない支援に総合的かつ一体的に取り組みます。

(4) 舞鶴市男女共同参画審議会

舞鶴市男女共同参画審議会を開催し、男女共同参画の推進にかかる事項を調査・審議し、施策に反映します。

(5) 拠点施設（男女共同参画センター）の充実

男女共同参画社会を実現するための拠点施設として「フレアス舞鶴（男女共同参画センター）」を、多くの人が集い、交流が生まれる環境づくりや様々な施策を展開する施設として機能の強化に努めます。

8. 計画の進行管理と評価

計画を実効性の高いものとして総合的に推進していくため、各施策について具体的な実施計画を策定し、各担当課から年次評価の報告を求め、目標値を設定した項目についてはその達成割合で推進状況を判断します。

庁内推進会議において進行管理を行うとともに、「舞鶴市男女共同参画審議会」において、計画の推進状況に対する評価を行います。

併せて、必要に応じ市民意識調査を実施します。

9. 市民、企業、関係機関などとの連携

市民や企業、NPO法人など関係機関とのパートナーシップを深めるとともに、国や府、他の市町村との連携を図り計画を効果的に推進します。